

第 5 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年5月2日(金)午後1時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 3番 前田 英司

21番 副島 博司

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松尾希美
農地係長	久保泰二郎		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第25号	農地法第5条の申請について	(7件)
議案 第26号	農地法第4条の申請について	(6件)
議案 第27号	農地法第3条の申請について	(10件)
議案 第28号	農地法第3条許可指令書の取消願い	(1件)
議案 第29号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 17件)	
議案 第30号	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化学業(農地売買事業) に伴うあっせん委員の指名について	(1件)
議案 第31号	平成26年度農業者年金加入推進活動計画(案)について	(1件)
議案 第32号	平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	(1件)

8. 報告事項

報告 第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
議案 第11号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(1件)
議案 第12号	農地の形質変更届出について	(1件)

議長	<p>報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 1件</p> <p>報告第12号 農地の形質変更届出について 1件</p> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第25号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号 農地法第5条の申請7件について御説明します。議案の1ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図、断面図が2ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町府招地区です。</p> <p>借受人が、住宅の進入路の拡張及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が3ページ、土地利用計画図が4ページ、断面図が5ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は、波多津町浦地区です。</p> <p>譲受人が、申請地に駐車場及び進入口を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が6ページ、土地利用計画図、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町市村地区です。</p> <p>譲受人が、社内利用の駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、</p>
-----	---

事務局	<p>平面図が10ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、断面図が13ページから14ページ、平面図が15ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町六仙寺地区です。</p> <p>借受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、18番になります。</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>この18番と次の19番については、隣接する農地を関連する計画で同時に利用するため、案内図、字図、土地利用計画図については、それぞれ図面を共有しております。</p> <p>図面は、案内図と字図が16ページ、土地利用計画図が17ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、19番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が16ページ、土地利用計画図が17ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備の工事用通路を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第25号農地法第5条の申請は以上7件です。</p>
------------	--

議長	それでは、農地法第5条13番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	貸付人と借受人は親子です。 家の前に田がありまして、現在の通路がおおむねですけどはかってみましたら、幅が4メートルくらいでちょっとで植木があつて、玄関まで車で来るのに都合が悪いということです。 前の田の方にもう少し駐車場、車の通路を広げたいということです。側溝が田に沿って長くありましたので、この側溝はと聞きましたら、自分の家の端の方に小さな池がありまして、そのために自分が作った側溝ですということでした。また、この側溝も車の出入り口を作ってからまた作りますということです。区長、組合長の印鑑もおされておりましたのでよろしくをお願いします。
議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現場は、波多津町浦地区というところの一番奥です。駐車場にする場所がないんです。橋を架けるか道を新たに作ってから駐車場にするということでした。別に問題もなかったし、区長、生産組合長の印鑑も押してありましたので、私も捺印をいたしました。よろしくをお願いします。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。
19番委員	申請地の真ん中は、これは水路ですか。
事務局	登記簿の地目は用悪水路になっています。
19番委員	公有水面ではない。

事務局	はい。
19番委員	海。川。
担当委員	海につながっています。排水等に使われています。
19番委員	持ち主はだれ。
事務局	個人の所有になっておりまして、用悪水路ということになっています。
19番委員	その上に橋をかけるんですよね。
担当委員	かけないといけないでしょうね。
事務局	地籍が済んでいないところで、申請地の1つも地目は田になっているのですが、実際は水路になっていて、先ほどの用悪水路のところは土地として残っています。
担当委員	地籍が終わってないですから。
19番委員	境界等協議してトラブルがないように。特に地籍が終わってないので。
議長	19番委員から話があるように、万が一のためもう一度申請人に後々トラブルがないように連絡してください。 他にございませんか。 <なし> 続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は小学校がありまして、その先に建材店がございます。この建材店のお客様、社員用の駐車場が不足するということで、この斜線がしてある土地を購入して作りたいということです。私と区長と現地に行きまして、ここは農業水路の流末にあたらないかと

<p>担当委員</p>	<p>図面を見て考えましたので、流末水路はどっちに流すのか確認に行きました。流末水路は上流の方で水路を遮断して、水が流れないということ。雨水だけ流れるということで、この土地については農業水路等には関係ありませんでした。</p> <p>横断図の右の方にA、Bと書いてあると思いますが、境界はどこかということで、国調図をもとに現地へ農業委員会事務局職員の立ち合いで確認しましたところ、一般的に見ると水路の方で根元が境界ではないかなと思っていました。そうしたところ、字図の図面で引っ張ってみますと側溝までが個人の土地という台帳面積に合致しましたので、問題ないということになりました。ということでこの農業関係に携わる問題点は一応ありません。そして生産組合長及び区長も了解をいただきましたので許可相当と私は思っ て提出しました。</p>
<p>議長</p>	<p>15番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>この周辺は前々回も申請がありましたが、丘に畑があって、責められながら住宅地になりつつあります。畑ですので農業水路等も関係なく、土地境界のみが問題点だろうと思いますけど、国調が済んでおりますので境界については問題ないと。特に下水も水道もありますので、将来この辺全部が住宅地になるだろうと考えます。病院あるし学校は近いし市内は近いし、一番の住宅地ではないかなという感じでした。特に私が見たところでは問題ありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>16番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>19番委員</p>	<p>進入路は。</p>

担当委員	<p>進入路は、この黒く囲まれている下に2つ分筆されたようにかいてあるでしょ。これは以前、転用申請をされ許可が下りた、今回の申請地の隣の新築住宅の時にこの方の通路として申請をされました。隣が兄弟の家で、2軒住宅を建てるようになって、中央に許可が済んでいる道路が作られています。現地を確認しましたところまだ舗装はしてありませんが、バラス道路でございました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地の隣は一昨年から共同住宅を建設されており、その時から私もこういうふうに住てますのでお願いしますということで話はできていたようです。進入道路は宅地と宅地の真ん中に土地があります。ここが現在の進入道路になっております。問題ないと思いますが、審議をお願いします。</p>
議長	<p>17番について説明してもらいましたが、17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、続きまして、先ほど事務局の方から説明がありましたように18番と19番についてはですね、担当委員から説明をしていただきたいと思います。</p>
担当委員	<p>案内図が16ページ。場所は東八の建設業者とか書店がある裏側の方になりますが、ここは進入路がありません。畑ばかりたくさんありますが、そこに太陽光をしたいということで、16ページの字図の方を見ていただければ、一時転用ということで工事用の道路をここに作りますということで申請に来られました。その前に区長、生産組合長、隣接者等々と話をしてくださいということで、していただいて最終的に私の方も他の人に迷惑かけないようにしてくださいね。ということで私の方も捺印したところでした。</p>

議長	それではこの18番、19番について、御意見、御質問はございませんか。
12番委員	一時転用と言ったらまた畑になるの？管理関係は？
事務局	図面の17ページを見ていただいて真ん中に小屋がありますが、小屋の前に既に通路のような形がありましたので、その上に鉄板を敷いて通路として使われるとのことでしたので、終了後は農地に戻されます。
12番委員	パネルの管理や整備するときは、また一時転用をするのか。
事務局	大きな機材を運ぶようなときは、また一時転用して通路に作るということですが、通常の場合、図面の左側に公有水面がありまして公有水面と申請地との間に狭いですが道がありますのでそちらを通過して管理を行っていくということです。
議長	他にございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第25号 農地法第5条の申請 7件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第26号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第26号 農地法第4条の申請6件について御説明します。 議案の2ページ、6番になります。 図面は、案内図と字図が18ページ、土地利用計画図、断面図が19ページになります。 申請地は、二里町大里地区です。

<p>事務局</p>	<p>申請人が、居宅への通路を新設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、7番になります。</p> <p>この7番と次の8番については、一筆の土地を分筆せずにそれぞれ別の計画で転用申請をしております。そのため、案内図、字図については、それぞれ図面を共有しております。</p> <p>図面は、案内図と字図が20ページ、土地利用計画図が21ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川原地区です。</p> <p>申請人が、宅地拡張をするための申請です。</p> <p>なお、この案件については、申請人が既に宅地として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、8番になります。</p>
------------	---

事務局	<p>図面は、案内図と字図が 20 ページ、土地利用計画図が 22 ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川原地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備設置のための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、9 番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が 23 ページ、土地利用計画図が 24 ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>申請人が、宅地を拡張するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、10 番になります。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は、案内図と字図が 25 ページ、土地利用計画図と断面図が 26 ページ、平面図が 27 ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、11 番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が 28 ページ、土地利用計画図が 29 ページ、断面図が 30 ページ、平面図が 31 ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町六仙寺地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 26 号 農地法第 4 条の申請については以上 6 件です。</p>
-----	--

議長	それでは、6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	案内図から申し上げますと元店舗のあった交差点を右折したところになります。申請者は以前、申請地の裏に共同住宅をするということで、申請をした経緯があります。今回は、今自分たちが住んでいる住宅の新築をしているわけですが、19ページを開いていただきますと、新築しているところの進入路がなかったものですから、そこに進入路をつけるということです。周辺はみんな自分の土地です。隣接同意も自分の土地だったらいらないだろうということで区長、生産組合長のほうにまず印鑑をもらってきてくださいということでそちらの方の許可もいただいて、新築しながら進入路を確保されているところです。
議長	それでは、6番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、7番と8番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請人本人が私の家を訪れられまして、太陽光発電設備をしたいという申し出がございました。案内図を見てください。相知・山内線から東へ500mくらい入ったところに位置するかと思います。片側は市道が入っております。これは北が市道なので、多分逆だと思います。北に市道が入って南に畑の団地があります。片側は市道が入っておりますし、自分の宅地の隣に設置をされるということでございましたので、別に問題ないと思いましたが、もちろん地元の区長、生産組合長も承諾印押してありましたので、私も押したところでございます。
議長	それでは、7番と8番について、御意見、御質問はございませんか。

19番委員	申請地の南側は畑ですか、宅地ですか。
事務局	申請地の南側は既存の宅地です。 既存の家になっておりまして、その横に別宅の増設と太陽光設備をされます。21から22ページが土地利用計画図になります。
議長	他にございませんか。他にないようですので、 続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面は23ページになります。 寺があるんですが、その横です。宅地の拡張をしたいということで、計画をされております。東の方に市道があって、自分の宅地が北にあるということで、西、南は畑でございまして、問題はないだろうということで生産組合、区長の印鑑をいただきましたので承諾したところでございます。
議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面は25ページになります。図面の右角の方が小学校になりますが、ここから400mくらい。夜に業者の方がお見えになりまして、申請者の土地にアパートを作りたいということで、それ以上見てみますとなにも書いてなくて、仕上がりの状態でございました。それで申請地の隣接者、図面の上の方にありますが、地元詳しく、いろんなことを知られておりますので、こちらと一応打ち合わせしてくださいということで帰ってもらいました。朝、申請地の隣接者のところに私が出向きまして、申請者からアパートを作られることを聞かれているか尋ねました。聞いているとのことでした。申請地の隣接者の希望とかありましたらと話をしたところ、もう少し離してもらいたいということで。家の境目、一

担当委員	<p>番狭いところを業者と話をされまして、2.6mあけてもらって、家の方も暗くとならない感じになったかなと思っております。そして農業用の水利のほうですが、この図面で左側の道上の方に川がありまして、こちらから栓がありまして、下の方に落とし込むというような形です。それから右側の方も2mの川が流れておりまして下の方の農業される方に対しても支障がないと判断しております。後日いろいろお話もできましたからということで、捺印取りに見えまして。その時点で生産組合長あるいは区長の捺印等もありましたので、私の方も一応了解いたしまして捺印をしたところでございます。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>先ほど5条の時に説明した共同住宅のところですが、申請地は何も作られておらず、たくさん草が生えています。周辺は住宅地になっています。</p>
19番委員	<p>申請地の東側の方に道路ありますが、道路の幅はわかりませんか。</p>
担当委員	<p>現地は草が生えていてわからない。</p>
事務局	<p>現地を見に行きましたが、道は確認できませんでした。東側は高低差がありましたので、多分道というのは下の方になっています。</p>
19番委員	<p>となれば、進入路は。</p>
事務局	<p>この道からではなく、申請地の西側が現在宅地になっており、そちらに既存の進入路がありますので、そちらを使われるようになります。</p>
19番委員	<p>その申請地西側の宅地というのは、共同住宅。個人住宅。</p>

事務局	こちらは共同住宅の通路として現在使われております。
19番委員	ここに4m近くの道路があるわけね。 そうじゃないと今の申請地のところは、他人の土地を通過して行かないといけなくなる。
事務局	西側の宅地は、今回申請されている方と同じ所有者になります。
19番委員	申請地と申請地の西側の土地は。
事務局	所有者は同じ方になりまして、申請地であります地目が畑の方に建物が建つようになりまして、今回申請の駐車場が隣の宅地の部分にできるような計画になっています。
事務局	29ページと合わせて見ていただければ分かるかと思います。
19番委員	西側の宅地は駐車場だけ。
事務局	宅地のところに既存の通路がありまして、その横に駐車場を今回建設されることになりまして、この既存の通路というのは宅地の北側にあります宅地2筆のところに既に共同住宅が建っておりますので、その通路として現在使われている部分になります。そこを所有者が同じということもありまして、共同で使うということになっています。
19番委員	宅地としてあるけどもほとんど駐車場、道路ということ。
事務局	はい。現在は通路と北側の方にあります既存の共同住宅の駐車場として現在使われております。
19番委員	わかりました。
議長	他にございませんか。 <なし>

議長	<p>無いようですので、議案第26号農地法第4条の申請6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第27号農地法第3条の申請についてですが、31番につきまして8番委員が申請人の同居の親族である事案となりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(8番委員退席)</p> <p>議案第27号農地法第3条の申請31番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号農地法第3条の31番について説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p>
議長	<p>31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、8番委員に着席していただき審議を再開いたします。(8番委員着席)</p> <p>議案第27号農地法第3条の申請他9件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号農地法第3条の申請9件について説明します。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。</p> <p>27番から30番、32番から36番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利</p>

事務局	<p>用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請9件については一括審議となっておりますので、議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第27号農地法第3条の申請10件については申請のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、議案第28号農地法第3条許可指令書の取消し願いについての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号農地法第3条許可指令書の取消し願いについてご説明します。議案の5ページになります。平成25年8月2日に農地法第3条の許可を受けられていましたが、譲渡人の都合により許可の取り消し願いが出ております。</p> <p>農地法第3条許可指令書の取消し願いについての説明は以上1件です。</p>
議長	<p>議案第28号農地法第3条許可指令書の取消し願いについて、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第28号農地法第3条許可指令書の取消し願い1件については申請のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、議案第29号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 29 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 17 件について、御説明します。議案の 6 ページから 7 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 13 名、貸付人が 15 名で、面積は、田が 23,166㎡、畑が 1,425㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を 8 ページから 16 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第 29 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 17 件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 29 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 17 件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 30 号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 30 号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について御説明します。議案は 17 ページになります。</p> <p>今回のあっせんの申出が二里町から出ております。二里町大里地区の申出であるため、中部地区担当の 6 番委員と 19 番委員にあっせんをお願いしたいと思います。あっせん委員となられる方には大変お手数をおかけすると思いますがよろしくお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第30号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第30号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名については議案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第31号平成26年度農業者年金加入推進活動計画(案)についての説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第31号平成26年度農業者年金加入推進活動計画(案)について御説明します。議案は18ページになります。</p> <p>昨年、6月の農業委員会にてこの加入推進活動計画（案）を上程させていただいておりますが、今年度は農業会議への加入推進計画の提出のめ切が、去年より1か月早い5月30日までとなっておりますので、今回5月の農業委員会に上程をさせていただいております。個別の項目については議案の18ページ。まず1番、今年度の加入目標人数、これは農業会議の方から示された伊万里市の今年度の加入目標人数で、今年は10人という人数が掲げられております。そして、それに対して2番、加入対象として働きかけをする目標人数、こちらが187人と記載をされております。毎年、加入推進対象者名簿というのを作成して、9月の連絡協議会の時に皆さんにお渡しをするのですが、今市役所の年金係と一緒に、この加入対象者名簿の整理の途中でございまして、今度の人数がきちんと固まっていないので、去年の加入対象とした人数の実績をこのまま2番に入れております。そして3番、地区別加入推進班の整備。こちらは、農業委員、農業委員会事務局、そして、JA伊万里の本所金融担当者、農協の各支所の金融係長、JAの農業者年金の担当者になっておりまして、われわれと農協の</p>

事務局	<p>担当者と合わせて推進委員の数44名と設置班11班、1班4人体制ということで、記入をしております。4番、加入対象者名簿の整備。これにつきましては、先ほど年金係の方と製作中であると説明をしましたが、現在平成26年4月21日時点では、対象者名簿を記載されている分が456名入っております。ここから国民年金の1号該当者等の要件を満たす方を選定していきまして、最終的には例年と同じ100人を少し超えるくらい的人数で皆さんの前にご提示をする予定でございます。5番、加入推進強化月間の設定。これは例年通り11月の1日から11日。これを加入推進強化の期間と設定しております。そして6番、戸別訪問の実施計画。こちらは11月に加入推進員、つまり農業委員が対象者名簿を参考に声掛けをしていただいて、その翌月12月に一斉訪問、いわゆる戸別訪問をしていくと。そして加入推進をかけていくと。例年通りの流れのままでございます。1月くらいになってまた新たに対象者になるような方が現れた場合は、1月にもう一度加入推進戸別訪問をしていきたいというところがございます。そして7番、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画。こちらは例年通り9月に農協と市の農業振興課と合わせて連絡協議会を開きまして、そちらで前年度経過報告、今年度活動の承認をしていくということでございます。その際に、去年は農業会議から講師をお呼びして研修会を開きました。今年も同じように年金制度の研修会を連絡協議会の中で開いていければと考えております。そして10月に戸別訪問先の決定と戸別訪問の方向の打ち合わせをしていきたいと思っております。8番、加入対象者に対する説明会の実施。12月に加入対象者に向けて戸別訪問対象者以外のものに対する説明会ということで予定をしております。9番啓発普及活動。平成26年の12月に、毎年皆さんにご協力いただいておりますが、JAの農業まつりにて、今年もブースを出して、その中でパンフレットの配布等の普及活動を行っていききたいと考えております。そして、毎年発行をしている農業委員会だより、こちらにも農業者年金のコーナーを作ってPR記事掲載というこ</p>
-----	---

事務局	<p>とで活動をしていきたいと考えております。10番、その他の活動計画。これは、日々の窓口での加入相談ということで、基本的に事務局の対応ということになっています。</p> <p>平成26年度加入推進活動計画(案)についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第31号平成26年度農業者年金加入推進活動計画(案)について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第31号平成26年度農業者年金加入推進活動計画(案)については議案のとおり決定します。</p> <p>(案)を削除してください。</p> <p>続きまして、議案第32号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は別冊になります。</p> <p>25年度と26年度ということで2つに分けてあります。これにつきましては、農地法の改正に伴って農業委員会の活動が見えるような形での活動計画ならびに点検報告を行うということで、今年で3年目になりますが、作成しているところであります。これは6月末までに農政局に提出しなさいという形になっておりますので、5月の定例農業委員会のほうへ議案を提出させていただいているところでございます。32番の25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価になりますが、これにつきましては、基本的には事務的に受けたもの、また、転用関係で処理したものをということで、これに関しては実績という形で、見ていただければ分かるかなと思います。その中でいくつかご説明させていただ</p>

事務局	<p> だくと、まず2ページ目の(3)と書いてあります農業生産法人からの報告への対応となっております。これにつきましては、管内の農業生産法人が5。そのうち報告書が3という形になっておまして、2足りないんじゃないかということがございますが、これは新たに2つ農業生産法人になられております。新規のこの2つに関しましては今年度の報告、25年度の報告というのが必要ないので5のうちの3ということでございます。続いて4ページ。こちらの方では、認定農業者と担い手の育成及び確保という形で、認定農業者の業務に関しましては農業振興課の方でやられております。農業委員会においてもいろいろ補助事業のご相談とか農地を取得したいという相談にこられたときに、あっせん事業も含めてですけど、認定農業者になって農地を取得された方がいいですよという形で認定農業者担当課に回しているケースがございます。その中で農業委員会も協力してやっているということで、こちらのほうにあげさせていただきまして、目標数は5経営体。農業委員会で決めております。今年の実績としましては、8経営体増えております。全体的に伊万里市が平成25年3月には252経営体の認定農業者がいらっしゃるとなっております。右側の評価の案というのがありますが、この中に新規で認定農業者になられた方が25年度で8名いらっしゃいます。新規認定農業者は担当農業委員はご存じだと思います。新規の認定農業者になられている方は南波多の方が多いようです。農業委員会としても期をみてほかの地区でも認定農業者になられるような若い方で、支援をしていける方がいらっしゃれば声掛けをしていただければ農地の担い手として育成されていくかなと思っておりますので、今後の事業活動の中でお願いしていただければと思います。続きまして26年度の目標及びその達成に向けた活動計画になりますが目 </p>
-----	--

事務局	<p>を通していただければわかると思いますが、この中で2ページになります。担い手への農地の利用集積とあります。この中に現状及び課題とありますが、26年3月現在で伊万里市の農地基本台帳で農地面積が5122ha、そのうち利用権設定、3条で使用貸借なり、賃貸借していただいているものが736ha。これが農地面積の14.4%程度になっています。この分を来年は現状を維持した形で、さらに16haほど利用権設定を進めていきたいという計画になっております。この中で一番農業委員にお願いをしていきたいところが、現状61haの農地が再設定を迎えまして、そのうち31haしか再設定が行えず、半分程度しか再設定を行えなかった状況があります。再設定できない理由が高齢化などさまざま理由がございますが、再設定ができないのであれば次の誰かに作ってもらいたいというのがあると思います。自作される場合もあると思いますが、農業委員が受け手を探していただくとか、農業委員会の方に話をしてくださいという形なるべく再設定できるように維持していきたいと思います。また、青年就農給付金であるとか、他の補助事業を使いたいのでと来られるケースもありますので、期をみながら新規設定をお願いしているところではあります。再設定については3か月間、申出が出なければ農地がどうなっているのか確認をしていきたいと思っております。今後、来年度も含めて農地の利用集積という形での活動をしていきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。後につきましては通常やってもらっている分になりますので、従来の業務の中でやっていただければと思っております。以上説明となります。</p>
-----	---

議長	<p>議案第 3 2 号平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>(質問等がなければ)</p> <p>無いようですので、議案第 3 2 号平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については承認を戴きました。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 0 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 0 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 1 件について御説明します。</p> <p>議案は 1 9 ページ、3 2 番を御覧ください。</p> <p>借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定で、利用権設定を議案第 2 9 号にて上程しております。</p> <p>報告第 1 0 号については以上 1 件です。</p>
議長	<p>報告第 1 0 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 1 件について、御質問はございませんか。</p> <p>続きまして、報告第 1 1 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出 1 件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 1 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理 1 件について御説明します。</p> <p>議案は 2 0 ページの 4 番を御覧ください。</p> <p>図面は、案内図と字図が 3 2 ページ、土地利用計画図と平面図が 3 3 ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町府招地区です。</p>

事務局	申請地の田の一部に農業用倉庫を建設する届出が出ております。 報告第11号については以上1件となっております。
議長	それでは、4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現場は国道424号線から山の方に向かって100mくらいのところ です。高速道路で母屋も小屋全部買収されましたので、あと トラクターやコンバインが残っておりまして、それを置きたいと いうことです。先日の雨風あたりが強くて困って、何百万もする 機械ですので早々と小屋を建てられております。
議長	報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 出1件について、ご質問はございませんか。 続きまして、報告第12号農地の形質変更届1件について、事務 局から報告をお願いします。
事務局	報告第12号農地の形質変更届について御説明します。 議案の21ページの5番になります。 図面は、案内図と字図が34ページ、平面図と断面図が35ペー ジになります。 申請地は大坪町白野地区です。 申請地が湿田であり、耕作不良のため、嵩上げし畑として耕作す るための届出です。 報告第12号については以上1件です。
議長	それでは、形質変更届について担当委員さんのほうから説明をお 願いたします。
担当委員	ここは小学校の真下になりますが、畑にするということで来られ ました。何を植えますかと聞いたら野菜を植えるといわれました。 ここは田なので上から水路はきていますが、畑にするなら水路は つぶしていいわけですよ。畑なら印鑑を押しましようということ で押しました。

議長	説明をしていただきましたが、ご意見等ございましたらお願いいたします。
委員	埋め立てはどこからはいる？
担当委員	今のところなにも道ないです。埋め立ては周辺と一緒に埋める。
議長	埋め立て業者の残土を利用して2、3年くらいかって埋め立てるのではないかと思います。 他にございませんでしょうか。 特にないようですので報告事項を終了します。
議長	これで、第5回の農業委員会を閉会します。 <<<議事終了>>>